保護施設」を「被災保護施設、被災児童福祉施設、被災幼保連携型認定こども園等、被災老人ホーム、被災婦人保護施設又は被災特定私立幼稚園」に改め、同項第二号及び同条第二項中「被災保護施設、被災児童福祉施設、被災老人ホーム又は被災婦人保護施設」を「被災保護施設、被災児童福祉施設、被災幼保連携型認定こども園等、被災老人ホーム、被災婦人保護施設又は被災特定私立幼稚園」に改める。

附　則

この政令は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三

平成十二年から平成二十五年までの間の火山現象による東京都三宅村の区域に係る災害についての激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百三十号

平成十二年から平成二十五年までの間の火山現象による東京都三宅村の区域に係る災害についての激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

平成十二年から平成二十五年までの間の火山現象による東京都三宅村の区域に係る災害についての激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成十五年政令第五十一号）の一部を次のように改正する。

題名及び第一条の表中「平成二十五年」を「平成二十六年」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　山本　早苗
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　下村　博文
厚生労働大臣　塩崎　恭久
農林水産大臣　林　芳正
国土交通大臣　太田　昭宏

東日本大震災についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百三十一号

東日本大震災についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第十二条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

東日本大震災についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成二十三年政令第十八号）の一部を次のように改正する。

第四条中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三
財務大臣　麻生　太郎
経済産業大臣　宮沢　洋一

私立学校振興助成法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百三十二号

私立学校振興助成法施行令の一部を改正する政令

内閣は、私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）第九条の規定に基づき、この政令を制定する。

私立学校振興助成法施行令（昭和五十一年政令第二百八十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号中「若しくは特別支援学校」を「、特別支援学校若しくは幼保連携型認定こども園」に改め、同項第二号ロ中「幼稚園」の下に「若しくは幼保連携型認定こども園」を加える。

附　則

この政令は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

文部科学大臣　下村　博文
内閣総理大臣　安倍　晋三

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三